

入学おめでとうございます

# 沖縄県立芸術大学 教職課程オリエンテーション

※教育職員免許取得のための課程です。

『2020(令和2)年度 教職課程のしおり』(以下「しおり」とあわせてご覧ください。

大学(学部)で取得できる教員免許状を以下に示します(「しおり」p.3)

- 中学校一種 美術 (美術工芸学部全専攻)
- 高等学校一種 美術(美術工芸学部全専攻)
- 高等学校一種 工芸(工芸専攻のみ)
- 中学校一種 音楽 (音楽学部全専攻)
- 高等学校一種 音楽 (音楽学部全専攻)

# 大学院で取得できる教員免許状は次の通りです (「しおり」p.3)

- 中学校専修 美術 (造形芸術研究科)
- 高等学校専修 美術(生活造形専攻(デザイン専修)、環境造形専攻、比較芸術学専攻) ☞ 工芸専修は取れない。
- 高等学校専修 工芸(生活造形専攻(工芸専修)のみ)
- 中学校専修 音楽 (音楽芸術研究科)
- 高等学校専修 音楽 (音楽芸術研究科)

# Q&A どの免許を取得すると良いの？

Q1. 中学校一種免許(美・音)と高校一種免許(美・工・音)どっちを取るとよいの？

👉 **本学教職課程は中学校一種をおすすめします。**

理由a. 高校より中学校が多い。つまり就職口が多い。

理由b. 中学校一種を取れば、高校一種も同時に取得可能

(ただし、修得すべき科目・単位数は専攻・コースによって、また免許種によって異なる)。

Q2. 工芸専攻の場合、👉 高校一種(美術)と高校一種(工芸)、就職に有利なのは？

👉 **まずは、高校一種(美術)をおすすめします。**

理由a. 工芸科を持っている高校が少ない。ただ美術と工芸、両方あると  
就職口は広がる。

※高校一種工芸は、工芸専攻のみ取得可能

# 教育職員免許を取得するルール

(本学の独自カリキュラム)  
「履修案内」「しおり」参照



(国のルール)  
教育職員免許法、教育職員免許法施行規則

教職課程は、国の決めたルールを基礎にしながら、大学がアレンジを加えたカリキュラムを取得するというルールになっています。

これは、教員免許は国が示す基準をベースにできあがっていることを意味します。

# 教員免許取得の**国ルール**は以下のとおり (以下のカテゴリーを履修する必要がある)

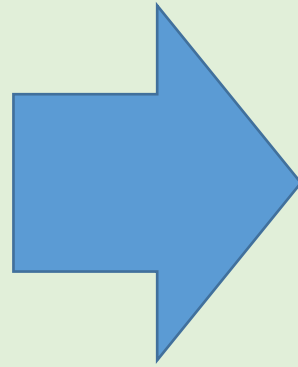
- 大前提:「学士の学位」(大学を卒業すること:基礎資格)
- カテゴリー1:「免許法施行規則第66条の6」(教員が学ぶべき基礎教養)
- カテゴリー2:「教育の基礎的理解に関する科目等」  
(学校教育に関する基礎知識)
- カテゴリー3:「教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)」(美術科、工芸科、音楽科という専門教育の基礎)
- カテゴリー4:「大学が独自に設定する科目」(大学が指定する単位)

# カテゴリー1: 免許法施行規則第66条の6 (教員が学ぶべき基礎教養)

(「しおり」p.5) → **全学センターが担当**

国が指定する教員が学  
ぶべき内容

- ① 日本国憲法
- ② 体育
- ③ 外国語コミュニケーション
- ④ 情報機器の操作



国の指定に対応した開設科目

- ① 日本国憲法
- ② 健康・運動実技(※実技である必要があります)
- ③ 外国語 I or II
- ④ コンピュータ情報論

※1年次から4年次で取ることができます。  
卒業単位になります。

# カテゴリー2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」 (「しおり」p.6)(学校教育に関する基礎知識): **教職課程が担当** (「履修案内」でも確認してください)

国のルール(教育職員免許状施行)	対応して本学が設置している科目
①教育の基礎的理解に関する科目	教職論、教育原理、特別支援教育 教育心理学、教育行政、教育課程
②道徳、総合的な学習の時間等の指導法、教育相談等に関する科目	生徒・進路指導論、教育方法、 総合的な学習の時間の指導法、学校カウンセリング、特別活動、道徳の理論及び指導法
③教科及び教科の <u>指導法</u> に関する科目	美術科教育法Ⅰ・Ⅱ 美術科教育法Ⅲ(中一種免必修) 工芸科教育法 音楽科教育法Ⅰ・Ⅱ 音楽科教育法Ⅲ(中一種免必修)
⑤教育実践に関する科目	教育実習(長期)、教育実習(短期) 教職実践演習(中・高)



## カテゴリー2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」 (「しおり」p.8)の履修(1年次～4年次)

- 1年の「教職論(前期・後期)」「教育原理(A)(B) (後期)」「特別支援教育(前期・後期)」からスタート



- 4年の「教育実習(長期・短期)(通年)」+「教職実践演習(中・高)(後期)」  
で修了

※「教育実習」(中学校、高校での勤務)に行くためには、  
原則「教育の基礎的理解に関する科目等」を全て取得する  
必要がある。

- 卒業できれば卒業式に教員免許状を受け取ることができる。

学部（専攻）・履修年次	履修年次	授業科目	1	2	3	4	備 考
			年次	年次	年次	年次	
美術工芸学部 音楽学部 (共通)	1年次	教職論	○				
		教育原理	○				
		特別支援教育	○				
	2年次	教育心理学		○			
		教育方法		○			
		教育行政		○			
		教育課程		○			
		生徒・進路指導論		○			
	3年次	学校カウンセリング			○		
		総合的な学習の時間の指導法			○		
		特別活動			○		
		道德の理論及び指導法			○		中一種免必修
	美術工芸学部	2年次	美術科教育法Ⅰ		○		
3年次		美術科教育法Ⅱ			○		
4年次		美術科教育法Ⅲ				○	中一種免必修, 高一 種免選択
美術工芸学部 (工芸専攻)	3年次	工芸科教育法			○		美術科教育法Ⅰ、Ⅱを 履修済みか履修中であ ること。
音楽学部	2年次	音楽科教育法Ⅰ		○			
	3年次	音楽科教育法Ⅱ			○		
	4年次	音楽科教育法Ⅲ				○	中一種免必修, 高一 種免選択
美術工芸学部 音楽学部 (共通)	4年次	教育実習(長期)				○	教育実習の履修条件を みたしていること。
		教育実習(短期)				○	教育実習の履修条件を みたしていること。
		教職実践演習				○	教育実習を終えている こと。

「しおり」p.8

各学年でとってほしい科目(免許種によって異なります)

※うまく取得できない場合、教職課程教員にご相談ください。

# 注意事項！

沖縄県立芸大では「教育の基礎的理解に関する科目等（「しおり」p.8）」は...

☞卒業単位になりません。また、前期・後期上限22単位に含まれません。

- ☞ただし、「教育原理」、「教育心理学」、「特別支援教育」は、例外的に卒業単位に換算されます。（この3つの科目は、前期・後期単位上限22単位に含まれません。）

# ルール3:「教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)」

(「しおり」p.7) → 各専攻担当科目

- 中高一種免許(美術)の場合(国の枠組み)
  - ① 絵画(映像メディア表現を含む)
  - ② 彫刻
  - ③ デザイン(映像メディア表現を含む)
  - ④ 工芸
  - ⑤ 美術理論及び美術史



## 本学のルール

※専攻によって異なる。  
「しおり」

p.19: 絵画専攻

p.20: 彫刻専攻

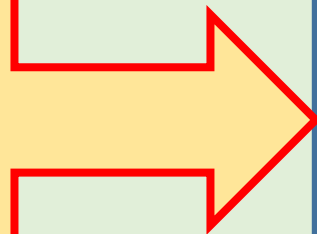
p.21: 芸術学専攻

p.22: デザイン専攻

p.23: 工芸専攻

### 注意

工芸専攻の学生で、中・高一種免許(美術)、高校一種免許状(美術)の取得希望者は、「美術理論及び美術史」から7科目(14単位)が必要です。



# ルール3:「教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)」

## →各専攻担当科目

- 高校一種免許(工芸)の場合(国の枠組み)

- ① 図法及び製図
- ② デザイン
- ③ 工芸制作(プロダクト制作を含む)
- ④ 工芸理論、デザイン理論及び美術史



本学のルール  
「しおり」  
p.24: 工芸専攻

# ルール3:「教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)」

## →各専攻担当科目

- 中高一種免許(音楽)の場合(国の枠組み)
  - ①ソルフェージュ
  - ②声楽  
(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む)
  - ③器楽  
(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む)
  - ④指揮法
  - ⑤音楽理論、作曲法(編曲を含む)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む)



本学のルール

※専攻によって異なる。

「しおり」

pp.25-26:音楽表現専攻

p.27:音楽文化専攻

p.28:琉球芸能専攻

# ルール4:「大学が独自に設定する科目」 (「しおり」p.7)

## 美術工芸学部

- 「教育の基礎的理解に関する科目等」と「教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)」の余剰単位によって補う

## 音楽学部

- 「教育の基礎的理解に関する科目等」と「教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項)」の余剰単位によって補う

「しおり」に記載されている取るべき単位を取得し、卒業できれば、自動的に単位認定

# 注意！中学一種免許の免許を取る場合

①「道徳の理論及び指導法」が必修。

(これは3年次の科目。3年次のシラバスと時間割に注意)

→「特別の教科 道徳」の授業が中学校にはあるため設けられている

②「美術科教育法Ⅲ」「音楽科教育法Ⅲ」が必修。

③介護等体験が必要。

沖縄県立芸大では、できるだけ、1、2年次の間に「特別支援教育」の単位をとって介護等体験(2or3年次)に行ってもらおうようになっています。



# 免許要件：学校現場や介護の現場へ出ます。

- 中学一種免許状
  - 介護等体験
  - 教育実習（長期）（3～4週間）
  - 申請すれば高校一種免許状を同時に取得

☞（工芸専攻は中学一種美術と高校一種美術の「美術理論及び美術史」の取得単位数が異なるので注意してください！）

- 高校一種免許状のみ
  - 教育実習（短期）（2週間）

# 介護等体験とは(中学校一種免) (「しおり」p.12)

- ①沖縄県立の特別支援学校で  
2日間
- ②沖縄県内の社会福祉施設で  
5日間
- ③「特別支援教育」を受講した上で  
できるだけ2、3年次に行く。

介護等体験事前指導  
(通常2年次4月)



希望期間・施設



介護等体験

(7月～3月の内、特別支援学校、施設などが指定する日)

※健康診断書の提出が必要

# 教育実習(長期)(短期)とは（[「しおり」p.9](#)）

- 中学校、高校で実際に勤務すること。
- 手順
  - ①教育実習ガイダンス(通常3年次)  
で、教育実習へ向けて手続きをスタートさせる。
  - ②3年次の内に、教育実習校を決めていく。
  - ③4年次に、教育実習事前指導を受講。
  - ④4年次に、教育実習を行なう。
  - ⑤そして、教育実習事後指導を受ける。

# 4年次最後に

- 「教職実践演習」を受講します。
- 教育職員免許状一括申請手続きを済ませる。
- 卒業式に免許状を手にとることができます。
- (→個人申請をする場合もある)

**注意！ →大学院に進学された方(学部入学がH30年度以前の方)**

学部において一種免許状を取得できず、科目を取り残して本学大学院へ進学した場合、取り残した科目に加え、「総合的な学習の時間の指導法」や「美術科教育法Ⅲ」(中学校教諭免許取得希望者)「音楽科教育法Ⅲ」(中学校教諭免許取得希望者)等を取得する必要があります。個々のケースによって取得すべき科目は異なるので、教職課程教員に、必ず確認してください。

# 教員採用試験(「しおり」p.15)

- 頑張って大学4年間で免許を取得できる単位をすべて取ることが出来、教育現場へ出ようと考えた時。



大学4年(卒業見込み)の段階で教員採用試験を受験できる。

でも、とくに地方は難しい...

東京、神奈川、大阪は比較的枠が大きい。

沖縄県の場合、昨年度、卒業生は中高美術:4名、中高音楽:4名、特別支援学校中高共通(美術)2名、特別支援学校中高共通(美術)2名、小学校教諭1名が合格。

# 小学校の教員になるには（「しおり」p.16）

- 本学では小学校教諭免許は取得不可能  
しかし、小学校、図画・工作、音楽の専科教員はできる。

どうしても小学校教諭の免許が欲しい場合。→通信教育（他大学が実施）で取得を目指す。

# 大学院の教職課程（「しおり」p.17）

- 大学院に行くと、中学校教諭・高等学校教諭の専修免許状が取得できます。
- 学部で一種免許状を取得済みである必要があります。
- 履修方法（どの専攻に所属し、どの免許種を取得するか確認してください）
- 生活造形専攻：「しおり」p.29
- 環境造形専攻：「しおり」p.30
- 比較芸術学専攻：「しおり」p.31
- 音楽芸術研究科：「しおり」pp.32-33

本学大学院入学時の「**研究科履修案内**」にも記載があります。

## Q & A

- 1年次に履修できる教員免許取得に必要な科目はなんですか？

国の定める「免許法施行規則第66条の6」では、

①日本国憲法、②健康・運動実技、③外国語 I or II、④コンピュータ情報論です。

1年～4年の間に取得できる科目です。が、卒業単位にもなるので、低学年の段階で取得できると良いですね。(他の科目とぶつかって、なかなかとれない場合は、4年に持ち越す場合もあります。)

- 「教育の基礎的理解に関する科目等」では、

①教職論、②特別支援教育、③教育原理です。

①教職論、②特別支援教育は前期に取れない場合、後期で取得することができます。③教育原理は、後期に開設される「教育原理A」か「教育原理B」のどちらか一方を取れば良いです。



## Q & A

- 教職関連の科目が語学:ドイツ語 I、中国語 I と時間割が重なっている...どうすればいい？
- お勧めは、語学を優先することです。「教育の基礎的理解に関する科目等」は、「教育原理」「教育心理学」「特別支援教育」を除き卒業単位になりません。しかし、語学は全て卒業単位になります。まずは、卒業を目指しましょう。
- 教員免許は卒業が要件なので、卒業へ向かって単位取得を積み上げることは大切です。

## Q & A

- 教員になる上でおすすめする科目はありますか？

☞教育相談や心理学の基礎が身につく科目を順にとることをおすすめします。

- ①心理学(1年)→②教育心理学(2年前期)→③芸術と心の臨床(2年or3年前期)  
→④生徒・進路指導論(2年後期)→⑤学校カウンセリング(3年後期)

※これは、あくまでも教職課程がこういう風に科目を積み重ねてもらえるといいなと考えている取得の順番です。

心理学、芸術と心の臨床は、一般教養科目であるため1年～4年で取れます。

また、「しおりp.8」が示す表の順で「教育の基礎的理解に関する科目等」が取得できず、上級生が下級生と一緒に受講することもあります。

## Q & A

- 「教育の基礎的理解に関する科目等」を指定された学年で取得できないとどうなるの？
- ① 2年、3年と過密になっていきます...それでも、先輩たちもどうにか単位を取得し、無事に教員免許を取得していています。
- ② 迷った場合、教職課程専任教員に履修相談をお願いしてみてください。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」で卒業単位にカウントできる科目はあるの？
- ③ ①教育原理、②教育心理学、③特別支援教育は、卒業単位になります。また、これらは前期・後期の上限22単位に含まれません。
- ※「教育の基礎的理解に関する科目等」は、全て前期・後期の上限22単位には含まれません。

# Q&A「履修案内」の「教職課程の履修要領」にある「最低修得単位数」の表はどう見るの？

- これはなかなか複雑です。履修案内の表は美術工芸学部の場合こうなっています。これは、国が示す「最低単位」の基準です。

免許状の種類	免許教科	基礎資格	最低修得単位数		
			教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	※ 大学が独自に設定する科目
中学校教諭 一種免許状	美術	学士の学位を有する者	28	27	4
高等学校教諭 一種免許状	美術	学士の学位を有する者	24	23	12
	工芸		24	23	12

# 先の表をベースに本学が設定したカリキュラムに書きかえると次のようになります。

免許状の種類	免許教科	基礎資格	最低修得単位数		
			教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
中学校教諭 一種免許状	美術	学士の学位を有する者	28 (このうち美術科教育法ⅠⅡⅢ：計8単位)	31	「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰4単位
高等学校教諭 一種免許状	美術	学士の学位を有する者	32 (このうち美術科教育法ⅠⅡ：計6単位)	27	「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰12単位
	工芸		32 (このうち工芸科教育法4単位)	27	

# 音楽学部「履修案内」の「教職課程の履修要領」 は以下のようになります。これは国の示す「最低 単位数」です。

免許状の種類	免許教科	基礎資格	最低修得単位数		
			教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	※ 大学が独自に設定する科目
中学校教諭 一種免許状	音楽	学士の 学位を 有する 者	28	27	4
高等学校教諭 一種免許状	音楽	学士の 学位を 有する 者	24	23	12

# 先の表をベースに本学が設定したカリキュラムに書きかえると次のようになります。

免許状の種類	免許教科	基礎資格	最低修得単位数		
			教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	※ 大学が独自に設定する科目
中学校教諭 一種免許状	音楽	学士の学位を有する者	28 (このうち音楽科 教育法ⅠⅡⅢ： 計8単位)	31	「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰4単位
高等学校教諭 一種免許状	音楽	学士の学位を有する者	32 (このうち音楽科 教育法ⅠⅡ：計6 単位)	27	「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰12単位

# 美術工芸学部・音楽学部「履修案内」の「教職課程の履修要領」について

- とくに「最低修得単位数」が示された表の理解は、難しいですが、大事な表です。
- 説明は、直接お会いできた時にさせていただきます。疑問に思った学生は、教職担当の教員に聞いてみてください。
- 教職課程では、3年次の最後に、学生の履修状況を確認し、教員免許取得に向けて順調に進んでいるか、課題はないか、一人ひとりの学生と面談しています。また、履修状況に不安がある場合、学年を問わず履修相談に応じています。みなさんも「教職課程のしおり」を参考にしながら単位を積み重ねていきますが、教職課程教員も一緒にそれが正しく進んでいるか確認していきます。



# 最後に

- 毎年の「シラバス」を、しっかりチェックしてください。
- とくに授業科目名と対象となる学部・専攻に注意してください。
- また、大学の掲示版による公示には、重要な情報が掲載されます。大学生になったら、掲示版を見る癖を身につけてください。
- 教員免許取得を目指す皆さんは、取得すべき科目が増えます。したがって、計画的な履修計画と頑張りが必要です。しかし、最後までやり通すことで先輩方は成長し、卒業していきました。選択肢の一つとして考えてみてはいかがでしょうか。